

「麻生区町内会事業提案制度」 募集案内

麻生区では、地域の課題の解決に資するため、地域の担い手である町内会・自治会が事業を提案し、麻生区役所と協働して取り組む麻生区町内会事業提案制度の募集をします。

選定された事業は、協議のうえ事業の具体的な内容や経費を決定し、提案した町内会・自治会に事業を実施していただきます。

◆募集期間

令和4年1月12日（水）～2月28日（月）

※募集期間中に提案された事業は、4月1日が事業開始日となります。

※4月2日以降、予算に余裕がある場合に限り、随時、申請を受け付けますので、
問合せ先にご相談ください。

◆事業期間

令和4年度中

（協定締結日から令和5年3月17日までの協議した期間）

◆事業費

1事業あたり20万円以内

【問合せ先】

麻生区役所まちづくり推進部地域振興課

電話：965-5113

FAX：965-5201

メール：73tisin@city.kawasaki.jp

1 事業目的

現在、社会環境の急激な変化や少子高齢化に伴い、個人の価値観の多様化・複雑化が進み、地域における人と人とのつながりが薄れつつあり、従来地域が有していた地域力の低下が懸念されています。

麻生区では、地域住民のつながりや地域の課題解決力の強化を目的として、地域の担い手である町内会・自治会の提案に基づく「麻生区町内会事業提案制度」を実施します。

この事業は、町内会・自治会から提案事業を募集し、認定された事業について川崎市（麻生区役所）と提案した町内会・自治会が協定書を締結し、麻生区役所と協働して、提案した町内会・自治会が実施するものです。

2 対象団体

事業の対象団体は、麻生区内にある町内会・自治会です。なお、町内会・自治会の一組織として構成されている団体（会則又はこれに相当する書類を備えていることを要する）は、上位組織の町内会・自治会とみなされます。

3 対象事業

町内会・自治会が抱える地域の課題の解決につながる事業（安全・安心に関すること、地域福祉に関すること、魅力発信に関することなど）が対象となります。

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- (1) 国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託又は補助助成を受けている、若しくは受ける見込みのあるもの
- (2) 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治、宗教又は選挙の活動を目的としたもの
- (4) 事業実施を伴わない調査・研究のみのもの
- (5) 施設等の建設や整備を目的としたもの
- (6) 物品・備品の購入や設置を目的としたもの
- (7) 懇親だけを目的としたもの
- (8) 周年記念だけを目的としたもの
- (9) 公序良俗に反するもの
- (10) その他、麻生区長が提案事業になじまないと判断したもの

※次年度以降も同事業の継続を希望する場合は、年度ごとに事業の提案を行い、承認を受ける必要があります。

4 手続きの流れ

- (1) 事前相談・・・提案前に必ず、ご相談ください。事業内容と経費について協議を行います。なお、事業内容等によっては、事前調整に時間を要する場合がありますので、余裕を持ってご相談ください。
↓
- (2) 提 案・・・募集期間内に、麻生区役所地域振興課あてに、必要書類を提出してください。
↓
- (3) 審 査 会・・・審査会にて、事業内容の審査を行い、事業実施の可否を決定します。
(審査会に、町内会・自治会の方は出席する必要はありません。)
↓
- (4) 結果通知・・・麻生区長が審査結果を通知します。
↓
- (5) 協定締結・・・協定書を締結します。
↓
- (6) 事業実施・・・協定書に基づき、事業を実施します。
↓
- (7) 実施報告・・・事業完了後、速やかに実施報告書を提出します。

※令和4年度事業のため、実施には令和4年第1回市議会定例会において、本事業に係る予算の議決を要しますので、あらかじめご了承ください。

5 提案方法

- (1) 提出書類
 - ①麻生区町内会事業提案制度提案書（第1号様式）
 - ②事業見積書（第2号様式）
 - ③その他、提案する活動が分かる書類等※提案書などの書類をデータで希望される場合、麻生区役所まちづくり推進部地域振興課のメールアドレス（表紙参照）まで、ご連絡ください。若しくは、麻生区町会連合会ホームページ（<http://www.asao-chouren.com/>）からダウンロードしてください。
- (2) 提出方法
直接、窓口までご持参ください（郵送・FAX不可）。
受付時間：平日8時30分～17時（12時～13時を除く）
- (3) 提出先
麻生区役所まちづくり推進部地域振興課（麻生区役所3階35番窓口）

6 協定締結

事業認定を受けた町内会・自治会は、事業内容や負担金額等の内容を定めた協定書を川崎市（麻生区役所）と締結します。

協定締結に必要な書類は、審査結果の通知と併せてお知らせいたします。

7 負担金

協定締結日以降に、1事業あたり20万円を上限とし、事業実施に必要な経費（別紙参照）を負担します。なお、負担金は、事業実施前に概算払いとなりますが、事業終了後に経費の精算が必要となります。

8 事業実施期間

協定締結日から令和5年3月17日まで

9 事業報告

事業完了後、速やかに次の書類を提出していただきます。

- (1) 麻生区町内会事業提案制度実施報告書(第6号様式)
- (2) 事業収支決算書（第7号様式）
- (3) 領収書（原本）
- (4) その他、認定事業の成果が確認できる書類等

(別紙)

主な事業経費について

項目	基準
報償費	講師、専門家又は出演者等への報償・謝礼
旅費	移動等に係る交通費
消耗品費	事務用品、材料等の購入費等、提案事業のみに使用し、かつ使い切る消耗品に要する経費 <u>※消費税抜き単価が2万円以下の物品</u>
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の作成費や印刷費
通信運搬費	会議開催通知や資料送付に必要な切手代等の通信費、資材等を配送する場合に必要な運搬費
保険料	事業の実施に伴い加入する傷害保険等の保険料
賃借料	会議室、機材等の使用料、レンタル料
その他経費	上記の項目以外で、区長が必要と認める経費

※上記経費については、公費として支出する観点から、区長が対象外経費とする場合があります。